

## 第七章

### 南北朝・室町時代の亀山市域

# 第一節 南北朝内乱と鈴鹿郡

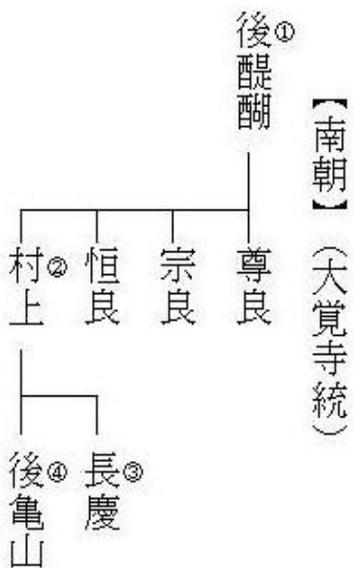
## 第一項 南北朝内乱のはじまり

**建武新政の破綻** 元弘三年・正慶二年(一二三三)五月、大覚寺統の後醍醐天皇は、持明院統の光厳天皇を退位させて正慶の年号を廃し、六月に帰洛。いわゆる建武政権を樹立して、中央集権的な諸政策を断行する(図73)。とはいえ、拙速にすぎる改革は、公家・武家双方の反発をよび、不安定な政権運営が続く。

建武二年(一二三五)七月、北条氏最後の当主であった故北条高時の息時行が信濃国(長野県)で挙兵し、鎌倉(神奈川県鎌倉市)を攻略する(中先代の乱)。これに対し、鎮圧のために京都から東下した足利尊氏軍は、八月、鎌倉を奪還。だが、尊氏は後醍醐の帰京命令に応じず、建武政権に反旗を翻す。

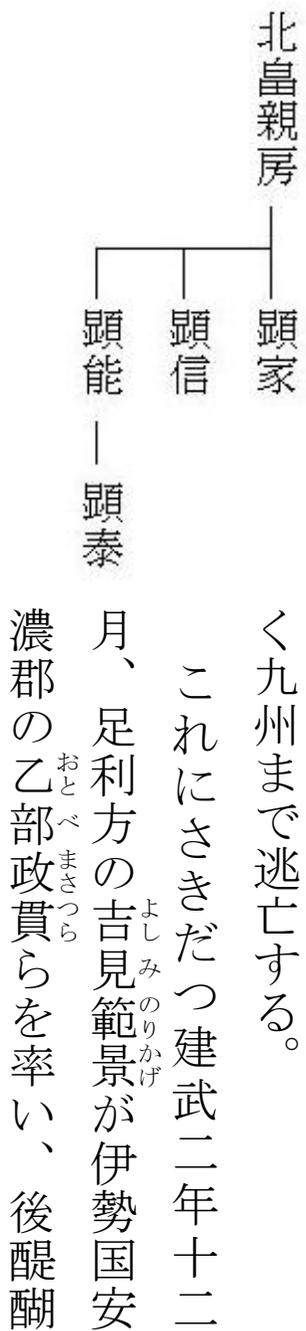
後醍醐の命令で足利尊氏の討伐に遣わされたのは、新田義貞。建武二年十二月、駿河国竹下(静岡県駿東郡小山町竹之下)での激突は、足利軍の勝利に終わり、尊氏は義貞を追走して入洛。

図73 南北朝天皇系図 数字は即位順



後醍醐は、洛東の比叡山延暦寺に避難する。山上・山下の攻防のち、建武三年正月、後醍醐方の北畠顕家軍が、遠く奥州から後醍醐の皇子義良親王(後村上天皇)を奉じて上

図74 北畠氏略系図



洛。足利軍は破れ、尊氏は、遠く九州まで逃亡する。

方の蔵人判官清藤の軍勢と同国久留部山（比定地不明）で衝突し、のち安濃津（津市）へと転戦している（『大日本史料』六一、八五二頁）。この間、列島規模の大行軍と併行して、地域諸勢力間の抗争が各地域で展開しつつあったことに注意したい。

ややあつて、九州で勢力を立て直した足利尊氏は、延元元年・建武三年（一二三三・三六）四月、東上を開始。五月に摂津国湊川（神戸市兵庫区湊川町）で、後醍醐方の楠木正成軍を破り、正成は敗死する。六月、尊氏は再び入洛し、八月、尊氏の奏請で持明院統の光明天皇が即位。そして、十月、延暦寺に逃れていた後醍醐は尊氏方と和睦し、ここに事実上、室町幕府が成立するのである。

ところが、十二月、後醍醐は大和国吉野（奈良県吉野郡）に脱出する。のち五十年以上にわたり、持明院統（北朝）と大覚寺統（南朝）の二人の天皇が並び立つ、南北朝時代がはじまるのである。

**伊勢道通ぜず** これにさきだつ延元元年・建武三年（一二三三・三六）

十月、新田義貞が、後醍醐の皇子尊良・恒良親王を奉じて越前国（福井県）へ下向。同時に、北畠頂家の父親房が、やはり後醍醐の皇子宗良親王を戴いて伊勢国に下向する（図74）。伊勢国は、天皇家の宗廟たる伊勢神宮の膝下であるとともに、後醍醐の籠もる大和国吉野と東海道諸国の南朝勢力、ひいては最大の南朝勢力たる奥州の北畠頂家勢力とを結ぶ要地であつた。

伊勢国に下向した北畠親房は、伊勢神宮の神官の支援をうけながら、法楽寺（度会郡度会町棚橋）など南伊勢の各所に城郭を

築き、反攻を開始する。

これに対し、延元元年・建武三年（一二三二六）の末

から翌年初頭、室町幕府

ははたけやまたかくに畠山高国を伊勢国守

護に任じ、南朝方の鎮圧

を試みる。延元二年・建

武四年（一二三三七）三月、

高国は武士らが石上寺せきじょうじ

（和田町）へ乱入すること

を禁止しており（史563）。

写真127）、このころ鈴鹿

郡は、北朝方の支配下にあつた可能性が高い。とはいえ、室町

幕府による伊勢国の制圧は進まず、これ以後、南朝方と幕府軍

の合戦が同国の各地で繰り広げられることになる。

同じ延元二年・建武四年の六月、北朝は「伊勢道不通」のた

め、神今食じんこんじきを中止する（史564）。神今食とは、毎年六月と十二月

の十一日におこわれる年中行事で、伊勢神宮から宮中へ天照あまてらす

大神おおみかみを勧請かんじようし、新たに炊いたご飯を供え、天皇みずからも食

する儀式である。同年十二月にも「伊勢兵起」により、伊勢神

宮への奉幣ほうへい（神前に供物を捧げる儀式）にさきだつておこなわれ

る大祓おおはらえ（人々の罪や穢れを祓い清める儀式）が取りやめになつ

ている。南朝方が伊勢神宮の周辺をおさえる状況は、京都の北

朝の年中行事にも影響を及ぼした。

**南朝方北畠頭家軍の侵攻** 延元三年・建武五年（一二三三八）正

月、奥州の北畠頭家軍は、膠着状態の打開を図るべく、再び後

醍醐の皇子義良親王を奉じて攻めのぼる。そして、幕府方の盤

踞する東国を何とか突破した頭家軍は、美濃国の青野原あおのほら（岐阜

県不破郡垂井町）で幕府軍と激突。頭家軍は、じかに上洛せず

に伊勢国へ廻り、二月二日、鈴鹿関すずかのせきにかかった。

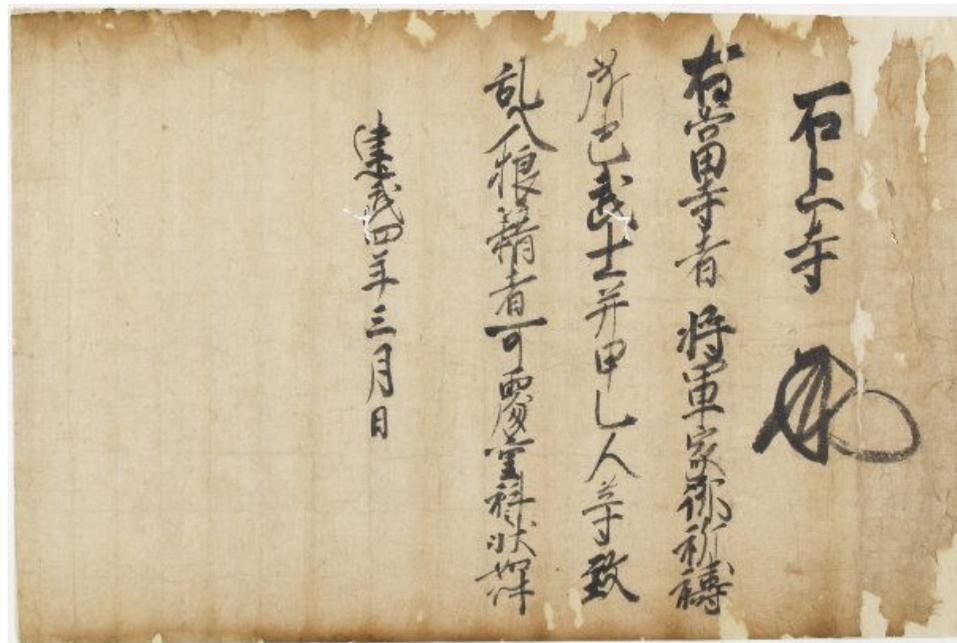


写真127 畠山高国書下

（亀山市歴史博物館寄託文書 石上寺所蔵）

この日、鈴鹿峠北側の近江国山中（滋賀県甲賀市土山町山中）を本拠とする武士山中道俊（よりとし）・頼俊（こさじ）や、同国小佐治（同市甲賀町小佐治）に拠を置く小佐治基氏（もととうじ）・国氏（くにうじ）らは、幕府方として鈴鹿関に駆けつけ、関から峠にいたる途次の坂下（関町坂下）を封鎖。二月十三日には、近江国の南朝方頓宮弥九郎（とんぐう）らが立て籠もった鮎河城（甲賀市土山町鮎河）を落城させる。これに対し、二月二十三日、顕家軍は山城国和束（京都市相楽郡和束町）や近江国信楽（滋賀県甲賀市信楽町）の南朝方を引率して、近江国池原（いけはらのそま）（滋賀県甲賀市）に討ち入り、山中氏ら幕府方と戦っている（史568～572号）。

そののち北畠顕家軍は、伊賀国から大和国へ入り、上洛を企てる。だが、二月二十八日、同国般若坂（奈良市般若寺町）で幕府軍に敗れて河内国（大阪府）へ敗走。五月、和泉国堺（いずみのくにさかい）・石津（いしづ）（堺市堺区石津町）で幕府方の高師直軍（こうのもろなお）に敗れ、北畠顕家は戦死した。捲土重来を期し、奥州から上洛すること二度。二十一年の生涯であった。

延元三年・建武五年（一三三三）閏七月、長男顕家を失った北畠親房と次男顕信（あきのぶ）は、東国支配を立て直すため、義良・宗良親王を奉じて、伊勢国の大湊（おおみなと）（伊勢市大湊町）を出港する。ところが、暴風雨に見舞われた船団は散り散りとなり、北畠親房は常陸国（ひたちのくに）（茨城県）、宗良親王は遠江国（ととおのくに）（静岡県）に漂着。義良親王と北畠顕信は、嵐に吹き返されて、もとの伊勢国に流れ着く。以後、北畠顕信や弟顕能（あきよし）は、南朝方の伊勢国司として、伊勢国南部と志摩国を拠点に勢力を保ち、やがて顕能の子孫は戦国大名への道を歩むことになる。他方、延元四年・暦応二年（一三三九）三月、前年に顕信とともに伊勢国へ漂着した義良親王は、奇遇にも吉野に入って後醍醐の皇太子となり、やがて後村上天皇として即位するのである。

そして、これにさきだつ延元三年・暦応元年（一三三三）八月、北朝は、足利尊氏を征夷大將軍に任じた。



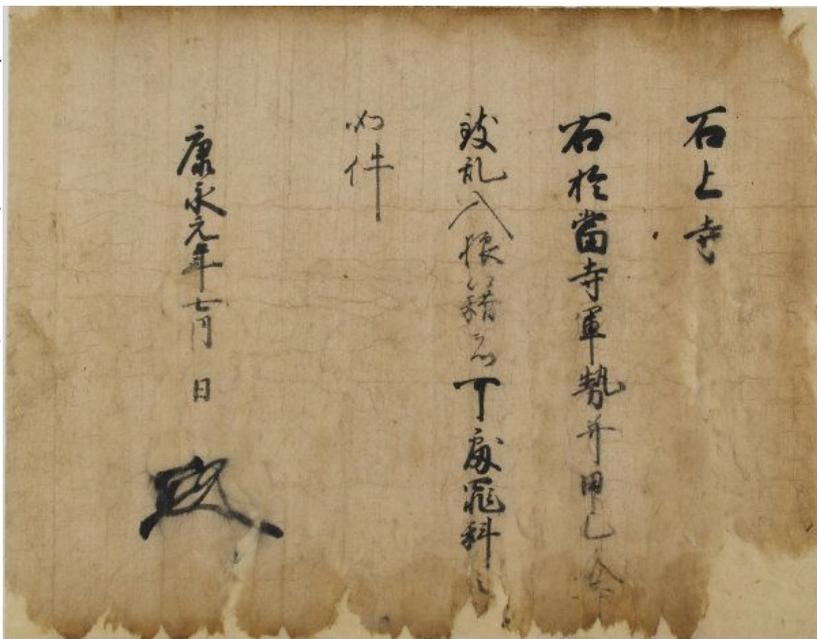


写真130 仁木義長書下

(亀山市歴史博物館寄託文書 石上寺所蔵)

功するのである。

その結果、興国三年・康永元年九月、北朝は、伊勢路の開通をうけ、伊勢神宮へ奉幣使を派遣する(史586)。それは実に、建武新政が崩壊し、北朝の光明天皇が即位してからの約六年間で、初めての奉幣であった。

### 三宝院賢俊の伊勢神宮参詣

伊勢国における北朝優位の情勢は、数年続いたらしい。この時期、醍醐寺三宝院(京都市伏見区)の門跡であった賢俊も、伊勢国内を旅している。

賢俊は、持明院統(北朝)に近侍した権大納言日野俊光の子息。將軍足利尊氏の心身を守る護持僧として戦場にも従軍し、「榮耀至極、公家・武家の権勢、比肩の人なし」(『園太暦』延文二年閏七月十七日条)と称された、いわゆる「將軍門跡」である。賢俊自身が残した日記で、旅の様子をみよう(史590)。

興国七年・貞和二年(一二四六)十月二十五日、賢俊の一行は、京都を出立。昼に近江国野路(滋賀県草津市野路町)に着き、同国今宿(同県甲賀市土山町大野)で宿泊。夜、醍醐寺領の伊勢国曾禰莊(松阪市)から「沙汰人」が来たという。莊園領主賢俊に対する莊官・莊民の奉仕である。

二十六日、鈴鹿峠を越えて、昼に伊勢国坂下(関町坂下)、夜、垂水(津市垂水)に着いた。だが、宿が「下品」(粗末)だったの

った。同月、義長は、石上寺に戦勝の祈禱を命じるとともに、同寺への軍勢等の乱入を禁止している(史料編584・585号。写真129・130)。そして、八月以後、義長は田丸城をはじめとする南朝方の拠点を次々と撃破し、志摩国まで侵攻することに成

で、宿泊はせず、夜中に出発して曾禰荘までいたった。

二十七日は、昼に出發。夜は棚橋たなはし(度会郡度会町棚橋)に宿。棚橋と、当地所在の法樂寺(蓮華寺れんげじ)は醍醐寺三寶院領で、伊勢神宮の法樂舎ほうらくしや(祈禱所)が設けられるなど、神宮との関わりも深い。二十八日から数日をかけ、賢俊は、法樂寺の堂舎や経蔵・御影堂・宝蔵などを巡っている。このところの一連の合戦で、たびたび法樂寺は、南朝方の軍事拠点となっていた。破壊など損害の程度を確かめる必要があったのであろう。

十一月三日、賢俊は、伊勢神宮を参詣。四日は、二見浦ふたみがうら(伊勢市二見町)を巡礼して棚橋に帰る。五日、棚橋を出立して帰洛の途につき、曾禰荘に到着。六日は、昼に安濃津あののつ(津市)を経て、鈴鹿山麓の坂下で泊。宿所は「万タラ堂」、すなわち曼荼羅堂であった。七日は、昼に今宿を経て、野路に宿泊。八日に帰洛した。

兵火はおろか、風雨にも遭わぬ一四日間。戦乱の束の間の、のどかな旅であった。

## 第二項 南北朝内乱の拡大と終結

**観応の擾乱** かくして南朝方の不利な情勢が続くなか、期せずして巻き返しの機会が訪れる。その発端は、足利尊氏の執事高師直や、師直と対立する尊氏の弟直義ただよしら、幕府方の内部分裂であった。観応かんのうの擾乱じようらんである。その前段階の正平四年・貞和五年(二三四九)五月以前、伊勢国守護は、尊氏派の仁木義長から直義派の石塔頼房いしどうよりふさに交代していた。

正平五年・観応元年(二三五〇)十月、足利直義は京都から大和国へ出奔し、南朝に降伏。明けて正平六年・観応二年正月、越中国えつちゆうのくに(富山県)の守護で直義派の桃井直常もものいただつねが入京し、足利尊氏・義詮よしあきら父子は、播磨国はりまのくに(兵庫県)へ逃走。尊氏派の劣勢は続

き、二月、尊氏は直義と和睦して、高師直は殺害される。

かくて足利尊氏・直義の和睦と高師直の死により、幕府内の争乱は収まったかにみえた。正平六年・観応二年三月、幕府は、南朝方の伊勢国司北畠顕能が勢力を拡大したとの報をうけ、同国守護石塔頼房に四力国の軍勢をつけて追討すべきことを議している（『園太暦』同月三日条）。そして、六月、北朝は「神境」が「敵陣」になったとして、月次祭を中止する（『園太暦』同月十一日条）。伊勢神宮周辺は、南朝方が制圧していた。

ところが、八月、尊氏派の不穏な動きを察した足利直義が京都を脱出し、北陸道を経由して、やがて鎌倉へ逃亡。九月には、直義派の石塔頼房が、伊勢路を経て近江国に攻め入り、六角・京極きょうごく氏の軍勢を破る（史598）。同月、北朝は伊勢路の不通のため、伊勢神宮への奉幣を中止しており（史598）、南伊勢は南朝、北伊勢は足利直義派の勢力下にあった。

これに対し、正平六年・観応二年十月、今度は足利尊氏・義詮父子が南朝に降り、十一月に直義のいる鎌倉へ向けて出陣。畿内の南朝方は勢いをえて、北朝の崇光すこう天皇や年号を廃止する（正平の一統）。正平七年（一三五二）正月、南朝の後村上天皇が、石上寺の祈禱を賞する綸旨りんじを出したのは、一統下のできごとで、伊勢国における南朝方勢力の拡大を物語る（史599・600）

同じ正平七年正月、足利尊氏が鎌倉へ入ると、直義は降伏し、翌月、毒殺される。かたや京都では、閏二月、後村上天皇いわしみずが石清水八幡宮（京都府八幡市）に移り、足利義詮を追い出して京都を奪還する。正平の一統は、ここに破れた。だが、三月、足利義詮が京都を取りもどし、南北朝が並立する状況は、まだまだ続くのである。

**引き続き内乱** 観応の擾乱を経て、幕府方の守護に返り咲いた仁木義長が北伊勢を、南朝方の国司北畠顕能が南伊勢を、それぞれ勢力下に置く構図が再現する。京都では、正平七年・観応三年（一三五二）六月、北朝の光厳・光明・崇光の三上皇が南朝

によつて連れ出され、八月、崇光院の弟弥仁親王(いやはひと)(後光厳天皇ごこうげんてん)が即位した。九月、北朝は伊勢神宮への奉幣を中止しており(『園太曆』同月十二日条)、こののちも南北朝両勢力は、伊勢国でも一進一退の攻防を繰り返すことになる。

正平八年・文和二年(一二五三)六月から翌々年にかけて、南朝軍はたびたび京都の奪還を試み、出兵する。正平十年・文和四年十一月以降、北朝は「鈴鹿路」の不通で伊勢神宮奉幣使が派遣困難な状況について対策を協議している。九世紀以来の先例が詳しく調べあげられ、「新道」の採用をふくめて話しあいを重ねた(史606～611)。その後も四年ほど、南北朝両勢力の一進一退は続き、正平十一年・延文元年(一二五六)九月以降、北朝は、続けて三年間、伊勢神宮への奉幣を中止している(史612)。

だが、こののち北伊勢では、北朝方の勢力が回復に向かったもようである。正平十二年・延文二年八月、足利尊氏は、ひるおなか昼生中・しものしよう下荘(中庄町・下庄町)の半済分はんせい以外の押領行為を退け、領主なかみかどむねしげの中御門宗重へ引き渡すよう、守護仁木義長に命じている(史614)。半済とは、荘園公領の土地半分からの年貢を、合戦の兵糧に充てる制度である。この場合には、南伊勢の南朝方との合戦に際して、昼生中・下荘の土地半分からの年貢が、北朝方の兵糧に充てられていたということになる。

そして、正平十三年・延文三年(一二五八)四月、足利尊氏が没する。後嗣は尊氏の嫡男、二代将軍となる義詮である。

正平十四年・延文四年十二月以降、足利義詮は、大軍を率いて南進し、河内・和泉・紀伊国(和歌山県)などを転戦する(史615・616)。そして、各地で半年以上、合戦が続くなか、正平十五年・延文五年七月、幕府方の伊勢国守護仁木義長と、幕府執事ほそかわきようじの細川清氏や有力守護の畠山国清の内部抗争が勃発。仁木義長は、木津川をさかのぼり、伊賀国を経て伊勢国に没落し、南朝方に降る(史617)。鈴鹿関も通過しただろう。

これにより、北朝方の伊勢国守護には、とぎよりやす土岐頼康が就任する。

対する仁木義長は、もと足利直義派だった石塔頼房らと連携し、同国の南朝方は勢力を回復していく。正平二十一年・貞治五年（一二三六六）正月、南朝の従二位藤原某が、河内国の観心寺（大阪府河内長野市寺元）に和田莊能楽名を寄進している（史624）。北伊勢における南朝勢力の勃興を示す徴証かもしれない。

そうしたなか、幕府方では、同じ正平二十一年・貞治五年の八月、幕府執事斯波義将と父高経が失脚し、斯波氏と近しい土岐頼康の立場は後退する（貞治の政変）。その結果、仁木義長は、北朝への帰参を許され、再び伊勢国守護に任じられるのである。

**動乱の終結** 正平二十二年・貞治六年（一二三六七）十一月、幕府の管領（執事）に細川頼之が就任し、十二月、將軍足利義詮が三八歳で没する。これにより、一〇歳の嫡子義満が家督を継ぎ、正平二十三年・応安元年（一二三六八）十二月、征夷大將軍となる。以後、義満は頼之の補佐のもと、希代の政治家への道を徐々に歩みはじめることになる。一方、南朝方では、同年三月に後村上天皇が没し、長慶天皇が即位する。

管領細川頼之のもと、伊勢国守護は、仁木義長から細川氏にかわり、建徳二年・応安四年（一二三七一）閏三月、頼之の弟満之が伊勢国に発向する（『師守記』同月二十二日条）。この際の出兵には、近江国守護の六角高詮の軍も参加した（『祇園執行日記』同年七月十三日条）。

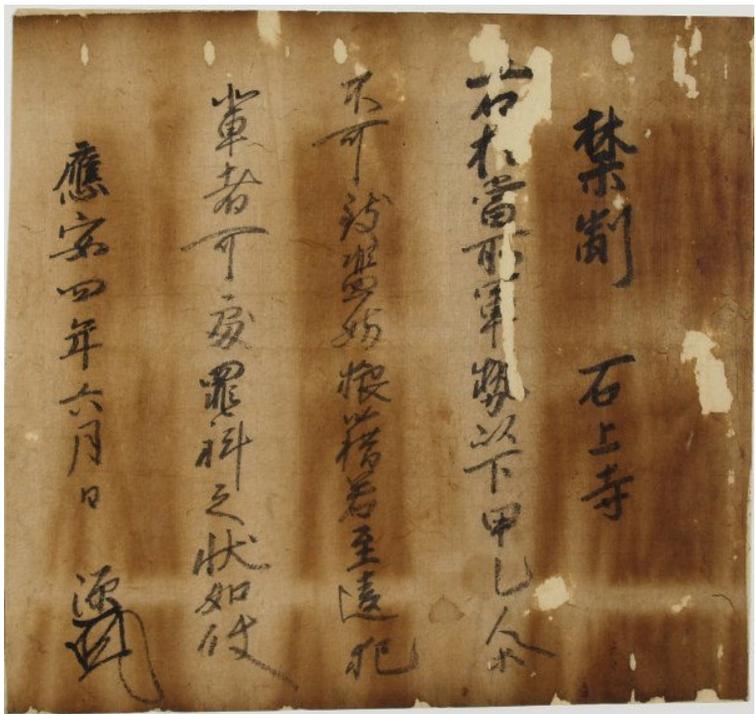


写真131 源某禁制

（亀山市歴史博物館寄託文書 石上寺所蔵）

同じ建徳二年・応安四年の六月、「源」某が石上寺への軍勢の乱入を禁じている（史630。写真131）。京都の醍醐寺には、一月前の日付で金剛寺（四日市市山村町）に

充てた、まったく同文の文書の写しが伝存する（『四日市市史 第七巻 史料編古代・中世』一八三号）。守護細川氏は、源姓足利氏の庶流である。発給者は、満之本人か、その関係者に相違あるまい。

対する南朝方は、南伊勢の北畠顕信。建徳二年・応安四年（一三七二）五月以降、両軍は、片田山（津市片田）・垂水山（同市垂水）・夜居森（松阪市殿町）等で合戦した。文中元年・応安五年（一三七二）八月には、管領細川頼之の弟頼基（頼元）が伊勢国へ発向している（『祇園執行日記』同月五日条）。そして、文中二年・応安五年九月には、北朝方の軍が雲出川（津市・松阪市の境）を渡って南進する。これ以後、南朝勢力は、ようやく衰退していくことになるのである。

**南北朝の合一** 天授四年・永和四年（一三七八）三月、二一歳で権大納言という破格の昇進を遂げていた足利義満は、室町第（花の御所）に移り、名実ともに室町殿となる。翌天授五年・康暦元年（一三七九）閏三月、義満は、諸大名の要求を受け入れ、管領細川頼之を追放（康暦の政変）。管領には、斯波義将が返り咲く。そして、義満は、弘和元年・永徳元年（一三八一）三月に内大臣、弘和二年・永徳二年正月に左大臣となる。

こののち足利義満は、有力守護の抑圧に乗りだし、彼らに有無をいわせぬ、揺るぎなき権勢を築いていく。伊勢国守護には、細川氏のあと、天授五年・永和五年（一三七九）十月以前に土岐頼康が任じられ、元中四年・嘉慶元年（一三八七）十二月の死没まで在職。その跡は、甥で養子の康行にうけつがれる。

ところが、元中五年・嘉慶二年五月以降、土岐一族内で跡目争いが続き、元中七年・明德元年（一三九〇）閏三月、足利義満は、土岐康行を討滅する（土岐氏の乱）。康行の後任として伊勢国守護となったのは、仁木義長の息満長であった。

足利義満の有力守護抑圧は、これにとどまらぬ。義満は、西国に一一カ国の守護国をもつ山名氏一族の内紛に介入。元中八

年・明德二年（一三九一）十二月、京都で山名氏清軍と合戦して勝利し、山名氏一族の守護国を三カ国に削減した（明德の乱）。

そして、足利義満は、長年の懸案であった大仕事に取りかかる。南北朝の合一である。北朝では、建徳二年・応安四年（一三七一）三月、後光厳天皇にかわって皇子緒仁親王（後円融天皇）が即位。また、弘和二年・永徳二年（一三八二）四月には、そのまた皇子の幹仁親王（後小松天皇）が即位していた。

他方、南朝では、弘和三年・永徳三年（一三八二）十月、長慶天皇にかわって熙成親王（後龜山天皇）が即位。後龜山は、南朝で最後の天皇となった。というのも、明德の乱も終わり、平和の訪れた元中九年・明德三年（一三九二）閏十月、幕府の有力守護大内義弘らの幹旋もあつて、後龜山天皇は京都へ入り、北朝の後小松天皇に三種の神器を渡して譲位するのである。

ここに、元中の元号は廃され、世に天皇は一人となった。五〇年以上にわたる南北朝時代の終末である。

### 第三項 南北朝時代の荘園

**和田荘の本家・領家相論** 鎌倉時代の後半から南北朝時代にかけて、長らく戦乱が続くなか、荘園支配のありかたにも変化があつた。南北朝時代におこつた和田荘（和田町）の本家・領家相論も、その一例である（史597）。

前述のごとく、和田荘は、平安時代の保延元年（一一三五）八月に成立した。同荘の本家は摂政・関白を務めた九条家、預所は勸修寺流藤原氏で、預所を務める領家が、本家を上級領主として戴きつつ、荘園経営にあたる重層的な支配体系をとっていた。

ところが、鎌倉時代の後半になると、領家の地位は、勸修寺流藤原氏に連綿と相伝されず、いったん本家により剥奪されていたことが確認される（以上、第五章第二節第二項と第六章第

三節第一項を参照)。これは、鎌倉時代の後半以降に顕在化する本家・領家の関係の動揺に起因する。

多くの中世荘園は、中下級貴族たる預所(領家)が、最上級貴族たる天皇家や摂関家を本家として戴くことで成立した。中世荘園の成立により、ゆるやかで複線的な主従関係が、貴族の家々の間で取り結ばれることになる。

だが、そうした関係は永続しない。身分の昇降や政治的地位の変化により、時代を下るにつれて、本家と領家の関係は流動化する。本家は、自身の意に沿わぬ領家を改替しようとし、領家は、代々の相伝を根拠として所有権を主張する。和田荘も、そうした事例のひとつである。

先述したごとく、鎌倉時代なかばの建長二年(一二五〇)六月、領家吉田資経よしだすけつねは、その地位を子息高経たかつねに譲与する。高経の死去は、弘安八年(一二八五)六月。そして、延慶二年(一二三〇)四月当時の領家は、高倉経守たかくらつねもりであった。経守は、同じ勧修寺流藤原氏の出身ながら、領家の地位を相伝してきたとは別の家系で、その地位は「相伝に非」ざるものであった。高経の生存中か没後に、領家の地位は、他家に移ったのである(以上、第六章第三節第一項を参照)。

そして、南北朝時代の正平四年・貞和五年(一二四九)二月、領家甘露寺藤長かんろじふしながと、本家九条経教つねのりが、領家の地位をめぐり北朝の法廷で争うことになる。争いの種は、甘露寺藤長が九条経教に対して「家礼けらい」をせぬことであった。「家礼」とは、家人として奉公することをさす。

九条家側の主張によると、この件は、すでに鎌倉時代の末、藤長の父吉田隆長たかながの代以前から問題化していたことが分かる。折しも高倉経守が領家であった延慶二年(一二三〇)四月、大覚寺統の後宇多院ごうだは「本所奉公」つまり九条家への「家礼」を条件に、和田荘の知行を許可する「勅書ちよくしよ」を出した。

これをうけ、同じ延慶二年の九月、隆長の兄で、後宇多院の

近臣でもあつた吉田定房さだふさは「状」を提出。そののち、正確な時期は不明ながら、隆長も「書状」を何度か提出したようである。いずれも、九条家への「家札」を条件に、和田莊を領家として知行することを誓約する文書であつたとみられる。

その後の経緯については不明な点が多いが、元亨元年（一二三二）、本家九条忠教ただのりが政所まんどころくだしふみ下文を出している。この政所下文は、今回の相論において、九条家の奉公人が和田莊の領家を務めてきた証拠文書として提出されている。九条家に奉仕する何人なんびとかを、領家に指名した文書とみられる。

下つて正中二年（一二三二）六月、吉田隆長は出家し、正平五年・貞和六年（一二三五〇）二月に没する。今回の相論時にも、存命していたことになる。そして、これ以前のいずれかの時期までに、隆長ないし藤長は、九条家に対して「家札」をとらなくなり、領家の地位を剥奪され、今回の相論にいたるのである。

かくあつて正平四年・貞和五年（一二四九）正月、北朝の光厳院こうげんの裁判機関たる文殿ふだのが出した答申は、次のとおりであつた。第一に、保延元年（一二三五）八月の和田莊成立時の文書に「家札」云々の文言は載せられておらず、領家藤原光房の子孫が相伝すべき、とのみ記されていること。第二に、仁安二年（一一六八）十一月に、光房の子吉田経房つねふさが本家九条兼実かねざねに「家札」をとらぬことが問題化したものの、最終的には、兼実が経房の相伝を認めたこと。

そして、第三に、後宇多院の「勅書」と吉田定房の「状」、それに吉田隆長の「書状」は、九条家に「家札」する者を領家としてきた証拠ではあれ、その一方で、吉田隆長の子孫が、引き続き九条家に奉仕する義務を負う証拠にはならぬこと。以上を根拠に、院の文殿は、領家甘露寺藤長の主張を妥当とする答申を提出した。

その後、光厳院の勅裁は、なかなか下らず、ようやく正平四年・貞和五年六月にいたり、甘露寺藤長の主張を認める判決が

下る。ただし、九条家にも配慮し、判決文たる院宣いんせんに文言は載せぬまでも、甘露寺藤長に対して九条家に「家礼」するよう仰せふくめよ、という条件のついた勅裁であった。

身分上位者の「権威」と、相伝を是とする「道理」の相剋。「道理」を是とするも、「権威」にも配慮せざるをえなかつた判決。平安時代の末から南北朝時代にかけて、京都の貴族社会が抱えた諸矛盾が、和田荘の本案・領家相論には、凝縮されているといえるかもしれない。

**昼生荘の相論** 一方、戦乱の影響を受け、ひるおのしょう 昼生荘（中庄町・下庄町等）でも相論がおこっていた。昼生荘が鎌倉時代の末までに中御門家領となったことは、前述したとおりである（第六章第三節第一項を参照）。その後、建武四年（一三三七）八月、中御門冬定ふゆさだは、昼生中・下荘を子息宗重むねしげに譲与する。このとき冬定は、宗重の死後は冬家ふゆいえ（のち宗泰むねやすと改名）に譲与するよう、書き置いている。冬定の死は、同年八月十七日であった。

興国五年・康永三年（一三四四）三月、伊勢国守護仁木義長が昼生中荘の相論をうけ、中御門宗重の相伝の次第と、さかきばらどうえ 榊原道恵が拝領した所領じとうしきが地頭職か否かについて調査するよう命令している（「東山御文庫記録」甲六八）。興国三年・康永元年（一三四二）八月以降に、仁木義長が志摩国まで進軍し、伊勢国が幕府方にほぼ制圧されたのをうけ、所領支配の回復が企図されたのであろう。

やや下って正平十二年・延文二年（一三五七）八月、足利尊氏が、昼生中・下荘の半済下地を前参議中御門宗重へ引き渡すよう、伊勢国守護仁木義長に命じている（史<sup>614</sup>）。これもまた、北伊勢における北朝方勢力の回復と関係するものとみられる（本章第一節第二項を参照）。

京都の北朝に身を置く貴族による荘園支配は、戦況に左右されざるをえない。たとえ、伊勢国の戦線が南進したとしても、その支配は、室町幕府勢力の支援をうけることなしに、回復す

ることはなかったのである。